○国土交通省告示第四百三十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成三十年三月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録番号　1

(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本電設工業協会

(三) 変更後の代表者の氏名　後藤　清

(四) 変更年月日　平成三十年一月十五日

○国土交通省告示第四百三十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成三十年三月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

沖縄県熱田地すべり防止区域（追加）

次に掲げる土地に存する標柱一号から二号までを平成二十三年国土交通省告示第四百二十一号で指定した沖縄県熱田地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線、標柱三号と四号を村道熱田三十号線水路敷境界線に沿って結んだ線、標柱四号と五号を村道熱田・和仁屋三十一号線山側の官民境界線に沿って結んだ線、標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

沖縄県中頭郡北中城村

字熱田

上原　五五九番一　一号

後上原　八二七番一　二号

西原　三〇四番二地先里道敷　三号

三一一番二地先里道敷　四号

二〇三番地先里道敷　五号

前上原　四〇七番一地先水路敷　六号

四五五番　七号

字大城

後原　五九四番地先筆界未定地　八号

○海上保安庁告示第二十五号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年三月十三日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	八戸港中央第一防波堤工事区域A浮標	八戸港中央第一防波堤工事区域B浮標	八戸港中央第一防波堤工事区域C浮標	八戸港中央第一防波堤工事区域D浮標	豊浦港南島堤立標
位置					
所在地	青森県八戸港第三区（鮫角灯台の西北西方約三・一キロメートル）	青森県八戸港第三区（鮫角灯台の西北西方約二・八キロメートル）	青森県八戸港第三区（鮫角灯台の西北西方約二・六キロメートル）	青森県八戸港第三区（鮫角灯台の西北西方約二・九キロメートル）	北海道虻田郡豊浦町（豊浦港南島堤外端）
北緯	四〇―三三―〇六	四〇―三三―〇六	四〇―三二―五〇	四〇―三二―五〇	四二―三四―四四
東経	一四一―三二―三六	一四一―三二―四九	一四一―三二―四八	一四一―三二―三六	一四〇―四二―二九
廃止年月日	平成二十九年十月十三日	平成二十九年十月十三日	平成二十九年十月十三日	平成二十九年十月十三日	
塗色及び構造	赤色　塔形				
高さ	地上から構造物の頂部まで五・四メートル				
設置年月日	平成二十九年十二月二十日				
記事	一　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。 二　いぶり噴火湾漁業協同組合豊浦支所管理				
名称	東京臨港道路トンネル工事区域A立標	東京臨港道路トンネル工事区域B立標	東京臨港道路トンネル工事区域C立標	東京臨港道路トンネル工事区域D立標	
位置					
所在地	京浜港東京区（十号地信号所の南東方約六一〇メートル）	京浜港東京区（十号地信号所の南南東方約六二〇メートル）	京浜港東京区（十号地信号所の南南東方約四三〇メートル）	京浜港東京区（十号地信号所の南方約二四〇メートル）	
北緯	三五―三六―三三	三五―三六―三四	三五―三六―四〇	三五―三六―四五	
東経	一三九―三五―三七	一三九―四七―四八	一三九―四七―五三	一三九―四七―四四	
廃止年月日	平成二十九年十二月二十日	平成二十九年十二月二十日	平成二十九年十二月二十日	平成二十九年十二月二十日	
名称	東京臨港道路トンネル工事区域G立標				
位置					
所在地	京浜港東京区（十号地信号所の南方約七七〇メートル）				
北緯	三五―三六―三四				
東経	一三九―四八―〇〇				
塗色及び構造	赤色円すい形頭標一個付　赤色柱形				
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル				
設置年月日	平成二十九年十二月二十一日				
記事	一　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。 二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理				
名称	横浜ＡＩＳ信号所				
位置					
所在地	神奈川県横浜市（北仲通）				
北緯	三五―二七―〇二				
東経	一三九―三八―一四				
海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置	九九四三一六一〇一	北緯三四―〇〇―東経一三九―一七―〇〇（伊豆大島西岸沖推薦航路北バーチャルＡＩＳ航路標識（安全水域標識））	北緯三四―四二―一二東経一三九―一〇―〇〇（伊豆大島西岸沖推薦航路南バーチャルＡＩＳ航路標識（安全水域標識））	九四三一六一〇二	
電波の型式、周波数及び空中線電力	Ｆ一Ｄ　一六一・九七五ＭＨｚ　一二・五Ｗ	Ｆ一Ｄ　一六二・〇二五ＭＨｚ　一二・五Ｗ			
電波の発射時間	常時				
有効利用区域	千葉県（銚子市、旭市、匝瑳市、山武郡、山武市、大網白里市、長生郡、いすみ市、夷隅郡、勝浦市を除く。）、東京都（特別の存する区域及び大島支庁の管区域のうち大島町に限る。）、神奈川県及び静岡県の陸岸から約二〇海里以内の海域				
業務開始年月日	平成三十年一月一日				